

# 南国市の 情報公開制度

## 情報公開制度とは

行政情報の公開は、南国市行政情報公開条例に基づき、公開請求できることになっています。

南国市行政情報公開条例は、公開するための手続きや公開することの判断基準を定めた条例です。

しかし、公開を目的とした情報や従来から公開の請求をしなくても提供されてきた情報など（情報提供といいます）については、これまでどおり取り扱われます。

### 平成16年度

#### 行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求・申出件数	処理（決定）状況	不服申立て
9	公開 1	-
	一部公開 8	2
内訳	非公開 0	0
市長部局 8	不受理 0	-
市長部局外 1	取下げ 0	-

「排水処理施設の維持管理委託業務契約書関係の文書のすべてを公開し、「農業振興地域の整備に係る法律に基づく農用地の適用除外の申請書」など8件については、特定の個人を識別することができる箇所などを除き公開しました。

不服申立ては2件ありましたが、1件は申し立ての一部を容認し、もう1件は棄却しました。

市では、多くの情報を保有し、管理しています。

これらの情報を市民のみなさんに広く公開するための手続や公開の基準を定めた南国市行政情報公開条例が、平成9年に制定されました。

## 個人情報保護制度とは

市が保有する個人の情報の収集、保存、利用などのすべてにわたる総合的な保護制度です。

南国市個人情報保護条例は、市が保有する請求者本人の情報を知ることができる「開示請求権」、その情報の適正な処理を申し出ることができる「訂正請求権」を定めた条例です。

### 平成16年度

#### 個人情報保護条例の開示請求と処理状況

開示請求などの件数	内容別件数	処理	決定	状況
1	開示請求 1			公開 1
内訳	訂正請求 0			-
市長部局 0	適正処理の申出 0			-
市長部局外 1	苦情・相談 0			-

条例に基づく開示請求が1件ありました。そのほか訂正請求、適正処理の申出および苦情・相談はありませんでした。



## 情報公開制度 Q & A

- Q. 公開の対象となる行政機関は？  
議会を含む市役所のすべての行政機関です。
- Q. 公開の対象となる行政情報とは？  
市の職員が、職務上作成・取得したもの（個人的な検討段階の資料は対象外です）  
文書、図書、写真、フィルム、録音・録画テープなど  
市の職員が組織的に用いるもの  
市が保有しているもの
- Q. 公文書はすべて公開の対象ですか？  
平成9年4月1日以後に作成・取得した公文書は、すべて対象となります。
- Q. 公開の請求はだれでもできますか？  
どなたでも請求することができます。
- Q. 公開の請求はどうすればよいのですか？  
「行政情報公開請求書」を事務担当課または総務課に提出します。電話や口頭での請求は認められません。

- Q. 公開できない公文書がありますか？  
公文書は、原則公開となっています。ただし、次のような情報が記録されている公文書は、公開できません。  
法律や条令等で、公開を禁じられている情報  
個人に関する情報  
\* 請求者本人に関する情報でも行政情報公開条例では、公開できません。請求者本人が自分自身の個人情報記録の公開を請求するときは、個人情報保護条例に基づき請求することになります。  
法人等の事業活動に関する情報  
生命等の保護及び犯罪の予防・捜査等に関する情報  
市及び国・その他の地方公共団体間の事務事業に関する情報  
法人等又は個人の任意の協力により提供された情報

お問い合わせは、総務課総務係 880-6551 まで

# 平成17年度地籍調査にご協力を

昨年度に引き続き、領石地区において8月ごろから（6月に説明会を開催予定）地籍調査事業による一筆地調査を行います。

土地所有者の方は、8月までに地元の地籍調査推進委員の立会のもとに隣接地との境界杭の設置をお願いします。境界杭は地籍調査推進委員会に用意しています。

この調査は土地の一筆ごとの所有者、地番、境界などを確定するもので、災害時の境界復元や境界紛争の防止に役立ちます。地域並びに関係者の皆様のご協力をお願いします。

調査実施区域/領石字深サコ、牛月、口ミノ尾谷、長尾山、中野、サライ谷、松ノ本、粟尻、片地の各小字の区域

## 地籍調査の進め方



### 事業計画・準備

事業計画の策定・関係機関との連絡調整、住民への説明などを行い、地籍調査を始める体制をつくります。



### 一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、関係者立ち会いのもとに、毎筆の土地について、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。



### 地籍測量

図根点を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示されることとなります。

お問い合わせは、土地対策課 880 6564 まで

## 人権く共生の時代 ④

## 人権教育シリーズ

白いつえをついでいる人のお話に「親切に道路横断の介助をしてくれる人がいてありがたい。ただ、時にはこちらに何も聞かず黙ってタタツと手を引いて渡る介助をしてくれる人があり、渡る必要がないのに道路を渡ってしまい、また、戻って来なければいけないときがある」という内容の一節がありました。聞いていて、そうかもしれない、と思ったことでした。ちよつとした手助けをすることは定着してきたようですが、相手の身になって考える、ということも簡単ではないようです。横断歩道の近くにいるからきつと道を渡ろうと思っているのだから。そう思って介助してくれたのでしょうか。声をかけるのが気恥ずかしかったのかも知れません。でも、こうした場合、相手の方が何を望んでいるか、言葉で確認し、介助することが大切なようです。白いつえを持つ方のお話は「介助は嬉しいが行動の前に、一言こちらの希望を聞いてほしい」と続いています。似たことは親しい間柄にもあるようです。家族の間の会話が乏しい、という話を聞きます。長く一緒に暮らせば話題も尽きる、と言

## 「相手の身になって考える」

「相手の身になって考える」とよく使われる言葉ですが、その力をも身につけるのは容易なことではないようです。けれど、言葉、感情などの人類が持つ素晴らしい特性を生かし、その力を少しずつ身につけていきたいものです。また、人が自分の感情に気付いてくれるのを待つだけでなく、自分から発信することも忘れないようにしていきたいと思えます。

お問い合わせは、  
人権広報委員会

880・6569、まで